

1. 基金の保険料が変わります。

事業主様にご負担いただいている掛金の内、福祉施設掛金を廃止することといたしました。この廃止に伴ない、今後の福祉施設事業に係る費用は事務費掛金の一部を充当して行うため、事務費掛金を引上げることといたしました。

○基金の掛金率

<旧>			<新>		
		単位：%			単位：%
本人負担	基本掛金	2.0	本人負担	基本掛金	2.0
	基本掛金	2.0		基本掛金	2.0
事業主負担	加算掛金	0.8	事業主負担	加算掛金	0.8
	加算特別掛金	0.7		加算特別掛金	0.7
	福祉施設掛金	0.1		福祉施設掛金	0.1
	事務費掛金	0.15		事務費掛金	0.2
	事業主計	3.75		事業主計	3.70

結果、事業主様ご負担の掛金が0.5%引下げとなります。

2. 保険料算定の基礎日数が変わります。

健康保険法・厚生年金保険法の報酬支払の基礎となる日数が、平成18年7月1日から17日以上に変更になります。従って、18年度以降の定時決定(算定基礎届)並びに18年7月以降の随時決定(月額変更届)から適用となります。

①定時決定

	基礎日数	報酬給与月額
4月	30日	225,000円
5月	18日	187,000円
6月	30日	238,000円

の場合

変更前

算定の基礎となる平均報酬月額＝
 $(4月 225,000円 + 6月 238,000円) \div 2 = 231,500円$
 ○支払基礎日数が20日未満の月(5月)を対象外とし、対象月の報酬総額を対象月数で除したものの。

変更後

算定の基礎となる平均報酬月額＝
 $(4月 225,000円 + 5月 187,000円 + 6月 238,000円) \div 3 = 231,500円$
 ○支払基礎日数が17日未満の月を対象外とし、対象月の報酬総額を対象月数で除したものの。

②随時決定

	基礎日数	報酬給与月額
4月	30日	225,000円
5月	18日	187,000円
6月	30日	238,000円

* 4月昇給により基本給が変動
 * 従前の等級は190千円(12等級)

の場合

変更前

随時改定の要件
 ①固定的賃金に変動がある。
 ②変動月から3ヶ月間の平均報酬月額に該当する等級が従前の等級と2等級以上差がある。
 ③3ヶ月ともに支払い基礎日数が20日以上。
 ○5月の支払基礎日数が20日未満の為、随時改定不該当となります。

変更後

随時改定の要件
 ①、②は変更前と同様。
 ③3ヶ月ともに支払い基礎日数が17日以上。
 ○平均報酬月額＝
 $(4月 225,000円 + 5月 187,000円 + 6月 238,000円) \div 3 = 231,500円$
 等級は220千円(14等級)となるので7月の随時改定となります。